

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和6年2月13日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年5月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田光陵高等学校	前年度会計の監査において指摘、注意またはそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	前年度の収入調定管理表による改善に関して、定例的な収入調定だけでなく、数年おきに生じる財産管理による収入調定についても、漏れないよう収入調定管理表に確実に記載するとともに、担当者と管理職の引継書に要注意特記事項として記載し、再発防止の徹底を図る。
新庄北高等学校	執行管理体制が適切でないもの	旅費事務の進捗状況に関するチェックシートによる管理を徹底するとともに、毎月の職員会議で、旅行者の早期復命に関して指導を徹底するなど、執行管理体制の改善を図る。
新庄養護学校	執行管理体制が適切でないもの	期末手当及び勤勉手当の期間率決定に関するチェックリストを新たに作成するとともに、複数職員による給与関係規程や通知、算定基礎となる資料の確認を徹底する。また、給与主管課等と連携しながら、適正な事務執行を確保する。
米沢工業高等学校	支出事務が適切でないもの	旅費の支給について、複数職員による「旅行命令受付簿」の確認を徹底するとともに、事務室内で共有することで、確実に進捗管理を行う体制とする。併せて、管理職が早期復命等の指導を徹底することにより、支出の遅延防止を図る。
酒田特別支援学校	支出事務が適切でないもの	支出に関する管理表を事務室内で共有することで、事務処理状況等を複数職員で確認できるようにし、必要に応じて管理職が声がけを行う等により、組織として迅速な事務処理を図る。